

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京丹後市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/3/15959.html

執行機関名 京丹後市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第142号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京丹後市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第21の項 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第142号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年条例第142号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって、母子家庭等及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、重度心身障害者並びに <u>母子家庭及び父子家庭</u> に対し医療費を支給することにより、必要とする医療が容易に受けられ、重度心身障害者並びに母子家庭及び父子家庭の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年条例第142号) 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例施行規則(平成16年規則第99号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例第2条に規定する対象者についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例第2条第2項 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例施行規則第2条第2項第1号及び第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報